

事務連絡

平成 27 年（2015 年）11 月 17 日

指定障害者支援施設  
指定障害福祉サービス事業所  
指定障害児入所施設  
ご担当者 様

長野県健康福祉部障がい者支援課

行動援護及び強度行動障害支援者養成研修修了に係る各加減算における  
支援計画シート等の取扱いについて

日頃から本県の障がい福祉施策の推進に御尽力を賜り、感謝申し上げます。

標記の件につきまして、その取扱いにあたり多数のご質問をいただいたため、別添のとおりまとめましたので、適正な事務処理にご配慮ください。

なお、支援計画シート等の内容について、平成 27 年度障害福祉サービス事業者等集団指導時の説明に誤りがありましたので、以下のとおり訂正いたします。

誤	支援計画シート等とは、個別支援計画に強度行動障害支援者養成研修の内容を盛り込んだもの。
正	支援計画シート等とは、支援計画シート及び支援手順書兼記録用紙。

長野県健康福祉部障がい者支援課施設支援係  
（課長）岸田 守 （担当）工藤 創  
電話 026-235-7149  
FAX 026-234-2369  
E-mail shogai-shien@pref.nagano.lg.jp

(別添)

## 支援計画シート等の取扱いについて

### 1 支援計画シート等を作成するサービス及び各種加算等

支援計画シート等を作成することが基準又は加算の要件となっているサービスは下表のとおり。

サービス種別	支援計画シート等の作成に係る加減算
行動援護	支援計画シート等未作成減算（作成していない場合）
施設入所支援	重度障害者支援加算（Ⅱ）
共同生活援助	重度障害者支援加算
福祉型障害児入所施設	強度行動障害児特別支援加算
福祉型・医療型障害児入所施設	重度障害児支援加算（+11 単位）

### 2 作成すべき支援計画シート等の内容

上記1の各加減算において要件となる支援計画シート等とは、以下のとおりである。

1. 支援計画シート
2. 支援助手手順書 兼 記録用紙

(※1) 上記様式は、行動援護従業者養成研修又は強度行動障害支援者養成研修（実践研修）において示された方法で各事業所が作成する。なお、その作成にあたっては「強度行動障害支援初任者養成研修プログラム及びテキストの開発について」（平成25年度障害者総合福祉推進事業 実施団体：独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園）において作成された「支援計画シート（例）」（参考1）及び「支援助手手順書兼記録用紙（例）」（参考2）を参照すること。

(※2) 個別支援計画と支援計画シートは内容が異なるため、基本的には別立てで作成すること。両者を合わせて作成する場合は、必要な内容に不足が生じないよう十分に注意すること。